（犬等の輸出入検疫規則の一部改正）

第五十八条　犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（検疫証明書等） **第九条**　（略） ２　電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第二条第一項第二条の申請書の提出をした者又は第三条第一項第三条の申請書の提出をした者から、それぞれ証明書の交付の請求があったときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、当該者が別記様式第二号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項又は別記様式第三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を、それぞれ動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が第二条第一項第二条又は第三条第一項第三条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものとする。 ３　（略）	（検疫証明書等） **第九条**　（略） ２　電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第二条第一項第二条の申請書の提出をした者又は第三条第一項第三条の申請書の提出をした者から、それぞれ証明書の交付の請求があったときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、当該者が別記様式第二号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項又は別記様式第三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を、それぞれ動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が第二条第一項第二条又は第三条第一項第三条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。 ３　（略）

別記様式第一号中「㊞」を削り、記入注意1．を削り、記入注意2．を記入注意とする。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「㊞」を削り、記入注意を削る。